

兵高教組 2024年4月9日 調査情報 2号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

故意による破損以外、賠償責任無し 公務中にタブレット端末他を破損しても教職員への請求は違法

2022年度からICT教育の一環としてタブレット端末が導入され、これにあわせた授業実践等も増えているところです。タブレットをはじめ公務に必要な機器を学校から貸与されている方は多いと思います。そんななか、破損した場合に、学校が教職員に賠償(弁償)を求めるケースがみられます。

昨年度の『調査情報2号』でも紹介しましたが、結論からいえば、タブレット端末に限らず、個人に弁償を請求することは違法です。しかし、破損したことで責任を感じている教職員自身に管理職の指示で個人に弁償を求めたり、学校用タブレット端末等を壊したときのために、と教職員個人に保険加入を呼びかけたりしていることもあるようです。

年度初めのこの時期に、昨年度に続き再度、公務員の賠償責任について法律を参考に考えていきます。

◎法令上の損害賠償についての規定

民法 715 条

「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。」

(解釈)

使用者(県教委)や監督者(管理職)は、教職員が仕事をする上で第三者に損害を与えてしまった場合には使用者責任が発生する。ただ、教職員がわざと壊す、何度もこの使い方をしてはならないと校長等から注意指導されているにもかかわらず破損したときは教職員に請求できる。

国家賠償法(国賠法)

(1) 第1条1項

「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについては、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときには、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」

(2) 第1条2項

「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があった時は、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」

(解釈)

公務員が仕事をする上で、他人に損害を与えた場合には、(故意もしくは重大な過失が無い場合は)国又は公共団体がその被害者に対しての賠償責任が発生し、公務員個人にはその責任を負わないとの解釈が相当(最高裁田川高校事件判決(1967. 10. 25))とあり、「重大な過失」とは基本的にわざと(故意)と解釈されています。

◎修理費用は県が負担すべきもの

故意ではなく、職場の機械や備品を破損したことに対し、管理職が、損害の全額を教職員に対して賠償請求できるかのようにふるまうことがありますが、誤りです。管理職は教職員のミスを防ぐマネジメントの一環として緊張感を持たせるための言動かもしれませんが、使用者責任を放棄した行為といえます。

教職員への損害賠償請求は、通常を使用している過程で生じたミスや事故による過失である場合、使用者は業務の中に折り込み済のものとして考えるべきもので、昨年度、県も「通常使用の破損については管理職が県に届けを出しさえすれば公費での修理になる」と高教組に回答しており、教職員に賠償請求をすることはできません。

なお、教職員のミスがあった場合の損害賠償額について、事前に、例えば書面で「破損した場合は〇円を請求」とすることは労働基準法第16条で

「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」

と禁止されており、このような契約は無効となります。

これらのことから、教職員個人が支払った前例があることや、管理職も個人弁償が正しいと思い込んでいるとすれば法令に反し問題です。また善意で保険に任意加入を勧める職場もあるようですが、よほどの事情がない限りは加入もそこまで必要ないでしょう。

今後、個人弁償等の問題が生じたときには高教組までご一報ください。正しく法律を理解し行使することで不利益なく生き生きと働ける職場を作っていきましょう。

〈追記〉生徒がアルバイト先、卒業生が就職先で、故意でない損害で、損害賠償を請求されたら相談されたときには、労基法16条を知らせる、労働基準監督署に相談する旨をご助言なされては如何でしょうか。

教職員の生活と権利の改善に努める高教組へ、あなたもぜひ!